構造設計一級建築士講習 修了考査に関する注意事項について

平成 26 年 3 月

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター 登録年月日: 平成20年11月28日 登録番号: 第1号

平成20年11月28日に施行された新建築士法により、平成21年5月27日以降、一定規模以上の建築物の構造設計については、構造設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは構造設計一級建築士に構造関係規定への適合性の確認を受けることが義務付けられ、構造設計一級建築士の資格を取得するには、原則として、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。

当センターは、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関として、構造設計一級建築士講習を実施いたしております。

このたび、構造設計一級建築士講習審査会議(国土交通省令第37号(平成20年11月28日施行)第28条8号に基づき、当センターに設置)において、修了考査に関する注意事項が示されましたのでお知らせいたします。 なお、平成26年度構造設計一級建築士講習の具体的な実施スケジュールについては、5月上旬に公表する予定です。

【修了考査に関する注意事項】

修了判定は、講義の出席状況及び修了考査の結果に基づき行います。

- ① 講義については、申込区分ごとにすべての講義に出席する必要があります。
- ② 修了考査については、「法適合確認」及び「構造設計」が合格した場合、講習を修了したものと判定されます。

考査区分	出題形式	判定方法(概要)
法適合確認	・記述式問題:5問	5問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、 かつ、5問の評価の合計が一定以上であること
構造設計	4枝択一式:20問記述式問題:3問	4 枝択一式 20 問の評価の合計が一定以上であること、 かつ、記述式 3 問について、問題ごとに一定以上の評価が得 られ、かつ、 4 枝択一式及び記述式の評価の合計が一定以上 であること

(参考)

修了考査については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるよう、次の表に掲げる内容が出題されます。 (平成 20 年 7 月 1 日国土交通省住宅局建築指導課発 修了考査ガイドライン(案)より)

考査区分	内。容
法適合確認	・構造関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や構造設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式の問題等により、 構造設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。(鉄筋 コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)
構造設計	・計画条件を与えた上で、壁量計算、剛性評価、モデル化、座屈、変形能力など構造設計 に関する理解力を問うための記述式の問題や、建築物に関する荷重・外力、構造力学・ 解析、構造材料、構造計画、構造計算等の総論、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造等の各種建築構造の特性等に関する理解力を問うための記述式 又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切 に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく 出題する。)